

改正道路交通法 ④

被害軽減対策の推進

改正ポイント

後部座席を含めたシートベルトと
チャイルドシート着用の義務化

今月は、運転者の皆さんに特に知ってもらいたいシートベルト・チャイルドシート着用の義務化についてご紹介します。

○シートベルト非着用者の致死率は、着用者の致死率の15倍以上です!!

後部座席は、目の前にやわらかそうな前席があり安全そうに見えますが、正面衝突時にシートベルトを着用していないと、フロントガラスを突き破り車外に放り出されたり、前席の同乗者の頭部へ直撃し、重傷を負うこともあり、非常に危険です。

□

○チャイルドシート着用は大人の責任です!!

運転者の親はシートベルトをしていたにもかかわらず、チャイルドシートをしていなかった子どもが事故で車外へ放り出されてしまった…。そんな悲惨な事故を無くすためにもチャイルドシートは必ず着用しましょう。



時速40km/hで
コンクリートの壁に
正面衝突した場合

体重の30倍以上の衝撃

(体重60kgの人で1.8t以上)
で、乗員同士が激しくぶつ
かりあいます。
(JAFの実験データによる)

車内のどこに乗っていても、この衝撃の大きさは同様に伝わります!

☎ 安曇野警察署 (TEL72・0110) または 堀金総合支所内危機管理室 (TEL72・6769 FAX72・6739)

県営住宅入居者



長野県住宅供給公社では、次のとおり県営住宅の統一募集を行います。

■募集受付期間

2月27日(水)～3月7日(金)

(土・日も受付可)

■募集団地 松本地方事務所管内

の県営団地(詳細は、2月中旬に決定のため、お問い合わせください)

■募集内容

・空き家募集(4月1日付入居

可能な住宅の募集)

・補欠募集(6カ月以内に空き家が出た場合の募集)

■申込資格

①県内に居住しているかまたは勤務場所を有する人

②現に同居しまたは同居しようとする親族(結婚予定を含む)がある人

③住宅に困っている人

④収入が一定の額以下である人

☎ 長野県住宅供給公社

松本事務所 (TEL47・0240)

防衛省 自衛官募集

防衛省では、自衛官の受け付けおよび試験を実施します。

募集種目	応募資格	受付期限	試験期日
2等陸・海・空士(男子)	18歳以上 27歳未満	2月29日(金)	3月1日(土)
予備自衛官補(男女) 一般	18歳以上 34歳未満	4月14日(月)	4月19日(土) 20日(日)
予備自衛官補(男女) 技能	18歳以上で保有する 技能に応じ53歳から 55歳未満		

☎ 自衛隊長野地方協力本部

松本地域事務所・広報センター

「信濃」(TEL36・2787)

多重債務・消費者問題に関する
無料法律相談

市では、多重債務・消費者問題に関する無料法律相談を開催します。相談内容などの秘密は固く守られます。

■日時 3月18日(火)

午後1時30分～4時30分

■場所 堀金総合支所1階相談室

■相談人数 8人

■相談時間 1人20分

■申込方法 3月11日(火)の午前

9時から正午までに電話で総務部総務課へお申し込みください。先着順ではありませんので、受付時間内にお申し込みください。なお、申し込み多数の場合は抽選になります。

☎ 本庁舎総務部総務課庶務係

(TEL71・2000 FAX71・5000)



恩給欠格者・戦後強制抑留者
引揚者の皆さんへ

いわゆる恩給欠格者・戦後強制抑留者・外地などからの引揚者の「ご本人」に、慰藉の念を表

するため、内閣総理大臣名の特別慰労品を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状などを受けた人なども対象です。詳しい要件などは、お問い合わせください。

■請求用紙 各総合支所市民福祉課の窓口においてあります。

☎ 独立行政法人平和祈念事業特別

基金(TEL0120・234・933)

ホームページ

□ <http://www.heiwa.go.jp>

成年後見制度講演会

「親なきあとの成年後見利用」

市では、精神疾患をお持ちの人の家族を対象に、成年後見制度や権利擁護のことについての講演会を開催します。どなたでも参加できます。

■日時 3月10日(月)

午前10時～11時30分

■場所 豊科ふれあいホール

■講師 唐澤 鎮江さん

(司法書士・リーガルサポート
ながの会員)

☎ 穂高健康支援センター内

社会福祉課障害福祉係

□ (TEL81・0724 FAX81・0703)

灯油購入費等助成の申請はお済みですか？

灯油
購入費等助成金

市では、原油価格高騰に伴う支援策として、低所得世帯に灯油購入費等の一部を助成しています。対象となる世帯には、1月中に通知と申請書を郵送しましたが、まだ申請をされていない人はお早めに申請書の提出をお願いします。また、該当すると思われる世帯で、通知が届かない場合や、平成19年11月30日までに転入された人で、転入前の市町村で市町村民税が非課税の人、平成19年度市町村民税の申告をされていない人も対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

■対象世帯

平成19年12月1日現在、市内に在宅で、平成19年度市民税が非課税の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 生活保護世帯
- (2) 75歳以上の人のみの世帯
- (3) 重度障害者世帯

ア 身体障害者手帳1級及び2級の人がある世帯

イ 療育手帳A1の人がある世帯

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の人がある世帯

- (4) 母子世帯
- (5) 父子世帯
- (6) 重度要介護者世帯(介護保険法に規定する要介護4および5に該当する人がある世帯)

■助成金額 1世帯あたり5,000円(口座振り込みで支給)
※助成は1回のみですので、既に申請されている世帯は

再度申請しても対象とはなりません。

■提出方法 返信用封筒で健康福祉部へ郵送するか、各総合支所市民福祉課まで持参してください。

■提出期限 平成20年3月31日までに提出をお願いします。

☎ 穂高健康支援センター内健康福祉部社会福祉課福祉総務係 (TEL81・1622 FAX81・0703)